

公 告

田辺市暮らしの便利帳（令和9年度発行分）協働発行業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和8年4月1日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 業務の概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 田辺市暮らしの便利帳（令和9年度発行分）協働発行業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「田辺市暮らしの便利帳協働発行業務仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和12年3月31日まで |

2 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、令和8年4月1日（水）現在、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8・9年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録があること。又は令和8・9年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録をしていない者については、参加表明届の提出と合わせて次の書類を提出すること。加えて、事業者となった者は、本年8月に実施する令和8・9年度物品入札参加者等登録申請手続を行うこと。
 - ・ 参加確認申請書（様式1）
 - ・ 納税証明書（田辺市税完納証明書）※【市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する者のみ】
備考欄に「ただし、徴収猶予中のものを除く」旨の文言があるものも可とする。
 - ・ 納税証明書（国税、その3の3、本社のもの、税務署で発行）※
 - ・ 印鑑証明書※
 - ・ 登記簿謄本（法人の場合）※
 - ・ 身分証明書一本籍地の市町村役場で発行（個人の場合）※※申請日以前3ヶ月以内に発行したものに限り。写し可。
- (2) 過去5年間において、本事業と同等の協定実績があり、かつ、誠実に履行していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (5) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日から協定までの間に、田辺市物品購入等協定に係る入札参加資格停止等措置要領による資格停止措置を受けていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3 実施要領等の交付期間及び方法

本業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和8年4月1日から令和8年4月30日まで
- (2) 交付方法 田辺市公式ホームページ
URL : <https://www.city.tanabe.lg.jp>

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
田辺市企画部企画広報課広聴広報係
電話 0739-26-9963
FAX 0739-22-5310
e-mail kikaku@city.tanabe.lg.jp